

がん検診受診促進事業

◆がん検診受診キャンペーン

◇大腸がん【継】

検診普及啓発キャンペーンの実施、ウォーキングイベントの開催

◇乳がん【継】

ピンクリボン運動の実施

◇子宮がん【継】

フリーペーパーを活用した普及啓発

◇5がん【継】

5がん検診普及啓発パンフレットの作成

◆がん検診受診率向上事業【継】

区市町村が実施するがん検診について、区市町村と連携して受診勧奨の取組の効果検証を行いながら、都における受診率向上策を検討する。

◆区市町村の受診率向上に関する取組への支援【継】

医療保健政策区市町村包括補助事業（地域の実情に応じた事業促進のための区市町村への補助）

〈先駆的事業〉補助率 10/10 〈選択事業〉補助率 1/2

検診実施体制の整備

◆がん検診精度向上支援事業

◇がん検診精度管理評価事業【継】

◇検診受託機関講習会【継】

◆マンモグラフィ機器整備【継】

区市町村や職域の検診を実施する検診機関等のマンモグラフィ機器導入費を補助

◆マンモグラフィ読影医師等養成研修【継】

読影研修及び技術研修：各 2 回

◆職域がん検診支援事業【新】

◇東京都がん検診推進サポーター事業

がん検診に積極的に取り組む企業を公募し「東京都がん検診推進サポーター企業」として認定、受診率向上のための普及啓発を支援する。

◇がん検診ハンドブックの作成

企業の経営者・健康管理者向けハンドブックを作成し、健康保険組合に配布

がん検診対象人口率調査

◆がん検診対象人口率調査【新】

健康増進法に基づき行われるがん検診を効果的・効率的に推進するため、がん検診受診機会と対象となる人口を正確に把握する。

Tokyo 健康ウォーク2010

～江戸を歩いて楽しく知ろう、大腸がん検診の大切さ～ (東京都大腸がん検診普及啓発事業)

東京都では、大腸がん死亡率の低下を目指し、多くの人に大腸がんへの関心を持っていただき、大腸がん検診の受診率が向上するよう、参加型のウォーキングイベント「Tokyo健康ウォーク2010」を開催します。

※都は、「10年後の東京」計画において、がん予防対策を一層推進することとしています。

- 1 開催日 平成22年9月23日(木曜日・祝日)
- 2 会場 墨田区役所前うるおい広場(東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号)、ほか
- 3 ゲスト アニマル浜口さん(アニマル浜口トレーニングジム会長、元プロレスラー)
浜口京子さん(女子レスリング日本代表)
武田鉄矢さん(歌手、俳優、作家)
- 4 主催等 (主催)東京都福祉保健局、特定非営利活動法人ブレイブサークル運営委員会
(共催)墨田区
- 5 内容

<ウォーキング>

大腸がんに関するクイズラリーを楽しみながら、歴史豊かな江戸東京をめぐるウォーキング

- ◆ コース：12km(雷門、浅草寺、桜橋、東京スカイツリー、北斎通り、吉良邸跡など)
5km(雷門、浅草寺、桜橋、東京スカイツリー)
- ◆ 参加費：500円(小学生以下は無料)
- ◆ 募集人数：先着2,000名
- ◆ 無料大腸がん検診：20歳以上のウォーキング参加者で、希望する方を対象に、無料で大腸がん検診を実施しますので、ウォーキング参加申込時に併せてお申し込みください。
- ◆ 申込方法
「Tokyo健康ウォーク2010 エントリー事務局」へお申し込みください。
[電話] 0570-037-846(平日：午前10時から午後5時30分まで)
[Web] <http://www.tokyo-kenkowalk.jp> (公式ホームページ)
[はがき] チラシから切り取ってご記入の上、お申し込みください。

<トークショー>

医師とスペシャルゲストによるトークショーを開催。大腸がんについて、医師が分かりやすく説明し、スペシャルゲストとともに、がん検診の大切さを呼びかけます。また、クイズラリーの解説とプレゼントの抽選会もスペシャルゲストと一緒にいきます。

- ◆ 時間：1回目(12時30分～) 2回目(14時00分～)

- 6 その他 当日、会場へはどなたでも無料でご入場いただけます。

+ 申請について +

対象となる企業等

申請できるのは、次の3つの要件を全て満たしている企業、社団法人、財団法人等です。

※学校法人、相互会社、協同組合（農業協同組合、生活協同組合、信用金庫、労働金庫等）も対象となります。

- 1 従業員の受診率向上対策と、都民の受診率向上対策の両方に取り組むこと
- 2 都内に本社又は事業所を有していること
- 3 従業員やその家族のがん検診を実施している、又は開始予定であること

※ただし、次のいずれかに当てはまる企業等は認定できません。

- ・法律の定めのない医薬類似行為を行う企業等
- ・食品衛生法、薬事法、健康増進法等の関係法令に適合しない食品及び医薬品等を販売する企業等
- ・がん検診の実施機関及びがん検診の普及啓発を目的に設置された企業等
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される企業等
- ・特定の政治活動や宗教活動を行う企業等
- ・その他、東京都が不適当とみなした企業等

申請方法・認定までの流れ

- 1 まずは下記事務局までお問い合わせください。
※事務局から御説明した後、申請書をお渡します。
- 2 申請書を作成し、御提出ください。（郵送可）
- 3 認定審査会において、認定を決定後、認定証を交付いたします。

事務局

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課成人保健係
〒163-8001東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-4363

募集期間：平成23年度まで

東京都がん検診

推進サポーター

募集案内

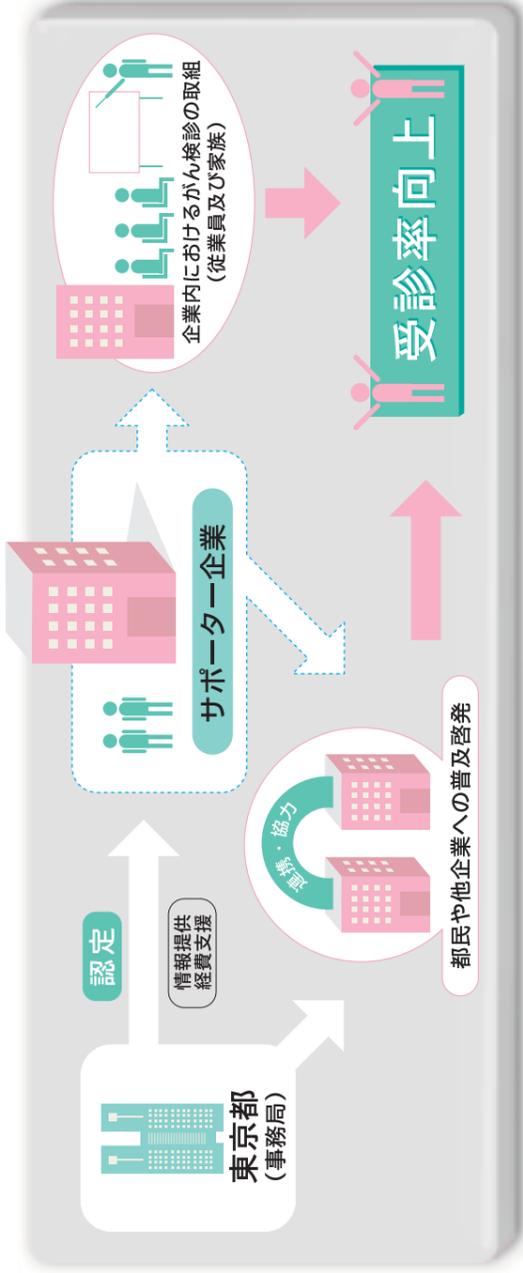
今、日本人の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで命を落としています。しかし、定期的に検診を受けることにより、がんを早期に発見し、早期に治療すれば、治る確率は高くなります。
大切な社員と都民の健康を守るため、ぜひ東京都と一緒に活動してください。

東京都福祉保健局

＋ がん検診受診率向上に取り組む企業を募集しています ＋

＋ 東京都がん検診推進サポーター事業とは ＋

従業員と都民のがん検診受診率向上に積極的に取り組む企業等を「東京都がん検診推進サポーター」として認定し、協力して都民の受診促進を目指すものです。事業の実施期間は平成22年度から平成24年度までを予定しています。



サポーターに認定されると

- 1 活動支援金の交付が受けられます。
- 2 東京都ホームページで活動状況を紹介しします。
- 3 活動にあたり、サポーターロゴマーク（今後作成予定）が使用できます。
- 4 がん検診に関する情報や普及啓発用の媒体等を東京都が提供します。

サポーターの活動 サポーターに認定された企業には、次の活動をお願いします。

1 従業員のがん検診受診率向上のための取組

- ・従業員向け講演会、勉強会等の開催
- ・普及啓発リーフレット、チラシ等の作成、配布
- ・社内報、メール、手紙等での受診勧奨
- ・就業時間内の検診時間設定

取組例

2 都民のがん検診受診率向上のための取組

- ・新聞、雑誌等への広告掲出
- ・講演会、トークショー、パネル展等の普及啓発イベントの開催
- ・リーフレット、パンフレット等の作成、配布
- ・名刺等を活用した他企業へのPR
- ・都が作成したポスター、リーフレット等の活用

取組例

3 東京都が開催する連絡会や講演会への参加

4 従業員のがん検診受診率向上に効果があった取組の情報提供

＋ 活動支援金について ＋

サポーターの自主的な活動を推進するために、「従業員がん検診受診率向上対策支援金」「都民向け普及啓発活動支援金」の2種類の支援金を交付します。

1 従業員がん検診受診率向上対策支援金 定額 20 万円

- 従業員のがん検診受診率向上のために、計画を策定し、新たな取組を実施する対象になります。
- ※申請できるのは1企業につき1回限りです。

2 都民向け普及啓発活動支援金 上限 30 万円

- 都民に対する普及啓発のために、独自の取組を実施する対象になります。
- ※ただし、商品の製造・販売に関わる経費や他の事業に要した経費と明確に区分ができない経費等は対象になりません。
- ※申請できるのは1企業につき、各年度1回限りです。

※ 両方の支援金を申請することもできます。（1企業あたり上限50万円）

● 交付までの流れ



※ 支援金の交付条件や申請時期等の詳細は、サポーターに認定された企業等に別途御連絡します。

※ 審査の結果により、交付できない場合もあります。



ホームページ 認定後に、活動状況を東京都ホームページで紹介します。

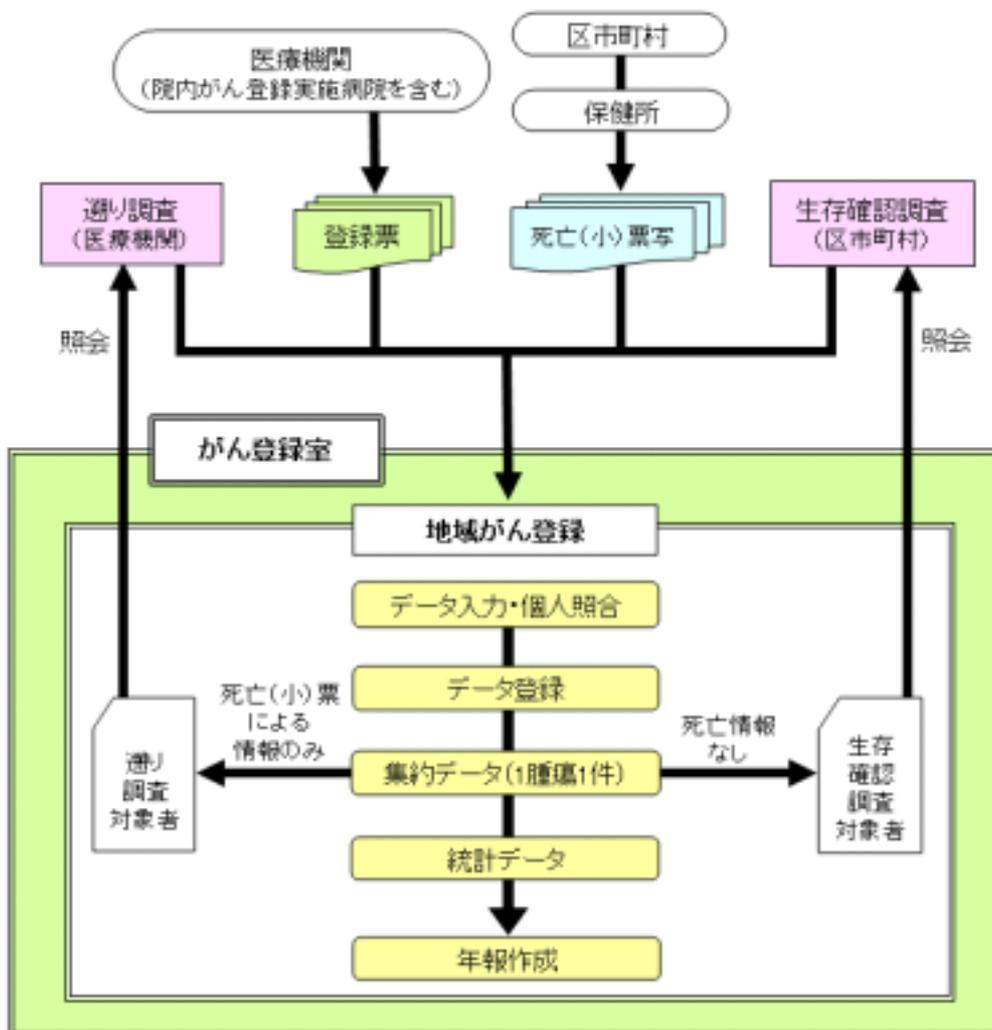
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/supporter/index.html>

東京都は、平成24年度までに、がん検診の受診率50%を目指しています

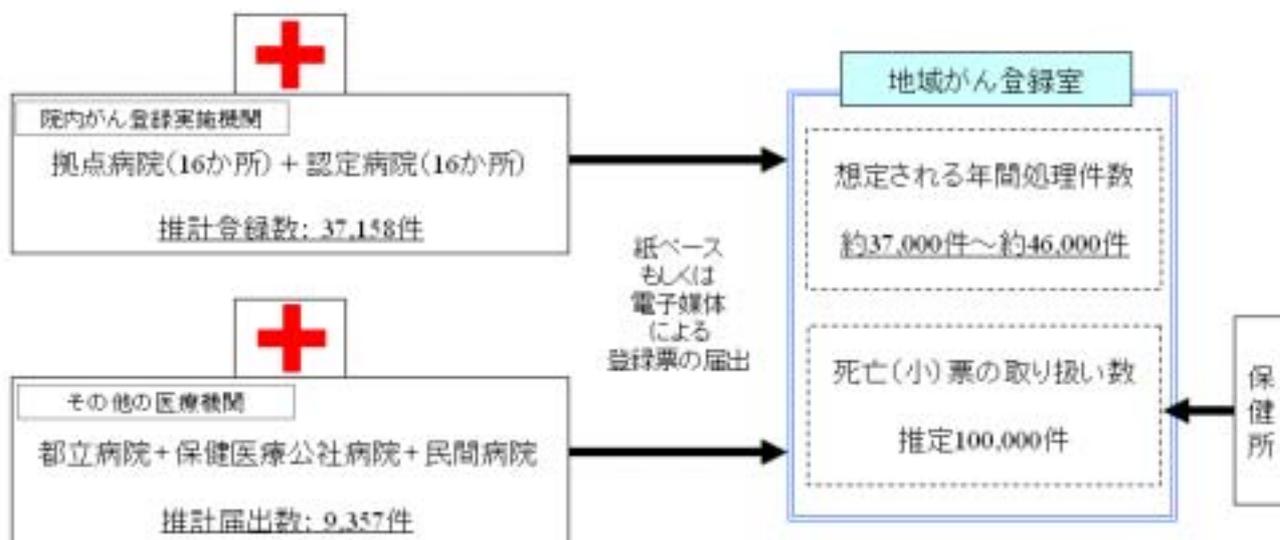
地域がん登録について

地域がん登録情報収集機関（登録室）のイメージ

【登録作業の流れ】



【想定される年間処理件数】



【登録票の収集と入力】

対象地域の医療施設・検診機関などから、登録対象腫瘍について、標準登録票項目 25 項目を満たす「登録票」を用いて、がん患者の診断・治療に関する情報を収集する(届出・出張採録)。登録票の記載内容を点検し、不備不明な点があれば届出機関に照会する。

- i) 個人情報の取り扱い
- ii) 届出・登録のタイミング
- iii) 使用データベースシステム
- iv) 入力データの照合

個人識別指標(姓名、生年月日、性別、住所など)の一致・不一致を、新規登録票と既登録情報とで機械的に比較して照合する。

【死亡(小)票の収集と入力】

対象地域における人口動態死亡(小)票から、所定の項目を「死亡(小)票写」として収集する。死亡(小)票写の記載事項から、がん死亡か非がん死亡かを選別する。

⇒ 厚生労働省への人口動態調査目的外利用の承認が必要

- i) がん死亡の入力

登録・集計に必要な項目を入力して、登録票の照合と同じ手順で照合する。この作業により、医療機関からの届出・採録漏れを補完登録する。

- ii) 非がん死亡の入力

個人識別指標と死亡日を入力して、既登録情報と照合することにより、登録患者の都内死亡を確認することが可能になる。

【遡り調査】

(目的) 死亡票で初めて確認されたがん患者の罹患情報の確認

- i) 遡り調査対象者の抽出
- ii) 死亡診断した医療機関に対して、登録票と同じ様式による罹患情報の届出依頼

【生存確認調査】

(目的) 登録患者の予後把握と個人識別指標の確認

- i) 生存確認調査対象者の抽出

診断から一定期間(3~5年間)経過した時点で、死亡情報を得ていない患者を抽出する。

- ii) 区市町村の住民基本台帳の照会

住民登録の有無、転出日・転出先住所、死亡日、個人識別指標の訂正事項等を確認する。